## 『イラストでわかりやすい擬律判断・刑事訴訟法』 お詫びと訂正のお願い

本書(第2版)に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p 49	○ 明文の規定はないが、上記の判例	○ 明文の規定はないが、上記の判例
4 事例検討	のとおり、立会人とする者について	のとおり、立会人とする者について
	は、刑訴法に定める立会人制度の趣旨	は、刑訴法に定める立会人制度の趣旨
	からみて、捜索・差押えの処分を十分	からみて、捜索・差押えの処分を十分
	に理解できる成人( <u>20歳</u> 以上)とす	に理解できる成人( <u>18歳</u> 以上)とす
	るべきである。	るべきである。

(注)下線部分:訂正箇所

以上